

長浜市告示第 187 号

長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、原油価格高騰による電気料金の値上がり等により農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区が管理する農業水利施設に要する電気料金の増嵩^{こう}分に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設、補助金の額及び事業主体）

第 2 条 補助対象施設及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、対象とする電気料金は、令和 6 年 3 月使用分から同年 10 月使用分まで（以下この項において「使用電力量」という。）とする。

(1) 補助対象施設 県営土地改良事業又は県の補助を受けて造成した農業水利施設

(2) 補助金の額 使用電力量に燃料調整費増嵩単価を乗じた額の土地改良区負担相当分のうち滋賀県原油価格・物価高騰等対策土地改良区等緊急支援事業補助金（以下「県補助金」という。）の額を差し引いた残額の 2 分の 1 以下とする。この場合において、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

2 補助の対象となる団体（以下「事業主体」という。）は、市内において前項に規定する施設の電気料金を負担している土地改良区とする。

3 補助金算定に係る燃料調整費増嵩単価は、県補助金の単価と同額とする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第 3 条 事業主体は、規則第 4 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める日までに令和 7 年度 長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 令和 7 年度 長浜市土地改良区電気料金支援補助金出来高調書（様式第 3 号）

(3) 県補助金の交付決定通知の写し

(4) 県補助金の実績報告書類

(5) 電気代高騰額と従来補助相当額の算出（様式第 4 号）（電気料金負担が分かる資料を含む。）

(6) 施設別 使用電力量（様式第 5 号）（月別の使用電力量が分かる資料を含む。）

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査するものとし、補助金の交付を決定したときは、令和7年度 長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付決定通知（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 規則第14条に規定する補助金の実績報告は、第1項の規定による申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 4 事業主体は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 5 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

（補助金の額の確定）

第4条 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の規定による決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

（帳簿等の保存期間）

第5条 事業主体は、事務に関する帳簿及び書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備し、及び保存しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。